

橿原市廃棄物減量等推進審議会 議事録

会 議 名	平成 28 年度第三回橿原市廃棄物減量等推進審議会
開催日時	平成 28 年 10 月 17 日（月） 午前 10：00～11：10（約 1 時間 10 分）
開催場所	クリーンセンターかしはら 3 階 研修室
出席委員	川上委員（会長）、米田委員（副会長）、鶴田委員、小西委員、仲川委員、川口委員、砥出委員、中井委員、米川委員、尾田委員、榊谷委員、安田委員、中村委員 以上 13 名
欠席委員	堀野委員（職務代理）、森本委員、上農委員、北委員、葛井委員 以上 5 名
事 務 局	環境づくり部：北嶋部長、松本統括専門官、塩野副部長、中垣副部長 環境企画課：高橋課長補佐、西村係長、梶井主査 環境業務課：奥田課長、中島課長補佐 環境保全課：見杉主事 環境衛生課：井上課長
次 第	1. 開会 2. 委員紹介 3. 会長挨拶 4. 報告事項 （1）平成 28 年度 第二回審議会議事録の確認 5. 審議 【議事 1】地域活動の活性化に向けた新たな取り組みについて 6. 確認事項 次回審議会の開催日程について 7. 閉会 〔配布資料〕 ・平成 28 年度第三回橿原市廃棄物減量等推進審議会次第 ・【資料 1】 橿原市廃棄物減量等推進審議会 委員名簿 ・【資料 2】 集団回収の促進について
傍聴者数	4 人 （傍聴定員 10 人）
担当部署 （事務局）	環境づくり部 環境企画課 〒634-0826 奈良県橿原市川西町 1038-2（クリーンセンターかしはら） TEL：0744-27-7757／FAX：0744-27-7753

発言者	内容
事務局（西村）	○ 開会 只今より、平成２８年度第三回樫原市廃棄物減量等推進審議会を開会いたします。
事務局（西村）	○ 委員紹介 このたび、平成２８年１０月５日付けで、イオンリテール株式会社イオン樫原店の高橋委員の後任といたしまして、同じくイオン樫原店の上農委員にお就きいただくこととなりました。 上農委員につきましては、本日は所用のため欠席されており、皆様にはお名前のみのご紹介となります。 お手元の【資料１】に委員名簿をご用意させていただいておりますので、ご確認下さいますようお願いいたします。 なお、任期につきましては、条例第１２条の規定に基づき、前任者の残任期間となりますことを、ご報告させていただきます。 それでは、開催にあたりまして、川上会長からご挨拶を頂戴いたしたく、宜しく願いいたします。
川上会長	○ 会長挨拶 皆様、改めましておはようございます。 本日は２８年度の第三回審議会を開会いたしましたところ、皆様方、何かとご多用の中、ご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。 月日の経つのは早いと申しますか、厳しい夏も過ぎまして、紅葉の秋、実りの秋、真っ只中というところでございます。日本の四季の移ろいの素晴らしさに、改めて感銘を深くするところでございます。 さて、本日の審議会は、既に皆様方に資料をお届けいただいておりますが、地域活動の活性化に向けた新たな取組、具体的な内容といたしましては、廃棄物の集団回収、これは当審議会の審議の目的でございます。ごみの減量・資源化の促進、これにつきましても極めて重要な課題でございます。本日は本件を審議するという段取りにいたしておるところでございます。 前回は、雑がみの分別回収ということで熱心にご審議をいただきました。今回は新たなテーマでございますが、皆様方の熱心なご審議をお願いいたしまして、開会にあたっての私の挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

事務局（西村）	○ 報告事項 ありがとうございました。 それでは、次第４の報告事項に移らせていただきます。 まず、前回議事録について確認させていただきます。 先般、委員の皆様のご指摘を踏まえました「議事録（案）」を、お手元にご用意させていただいております。 こちらの内容で議事録を確定させていただいてよろしいでしょうか。 【各委員承諾】
事務局（西村）	それでは、平成２８年度第二回審議会の議事録をこの内容で確定し、本市のホームページ等を通じた公開の手続きを進めさせていただきます。 事務局からの報告事項は以上でございます。 それでは、次第５の審議より、進行を川上会長にお願いいたします。
川上会長	○ 審議 それではお手元にお配りいただいております資料に基づきまして、審議を進めて参りたいと存じます。
川上会長	○ 【議事１】地域活動の活性化に向けた新たな取り組みについて 資料２の１ページをご確認いただきたいと存じます。集団回収の促進について、表記は地域活動の活性化に向けた新たな取組について、それとしての集団回収の促進ということでございます。事務当局の方から、説明をお願いいたします。
事務局（塩野）	改めましておはようございます。環境企画課の塩野でございます。本日はよろしく願いいたします。 それでは地域活動の活性化に向けた新たな取組に関しまして、集団回収の促進につきまして、ご説明をさせていただきます。 【資料２ 説明】
川上会長	はい、ありがとうございました。 集団回収の促進ということで、集団回収のメリット、また、各市等々との比較における現状、さらには集団回収を促進するための施策等について

梶谷委員	て説明をいただきました。集団回収について、皆様方のご質問、またご意見をいただきたいと存じます。どうぞよろしくお願いいたします。 梶谷です。もう少し詳しく教えていただきたいところがあります。 まず3ページの比較対照をしている表なのですが、古紙の集団回収率、これは全国平均は分かります、政令市も分かります、奈良県も分かりますが、奈良県と橿原市とをこれは比較しているんですが、奈良県じゃなく、奈良県内の他市との比較のデータはありますか。 それともう一つ、4ページのところで自治体の施策例ということが書かれておりますが、回収業者への登録・助成、それから回収拠点の整備助成という欄がここに4項目出ているんですが、そういう先進地があるという説明に留まっておりますが、もう少し詳しくどういう風な内容だったのか、先進地の事も教えていただきたい。この2点、よろしくお願いいたします。
事務局（塩野）	梶谷委員からいただきました2点についてですけれども、まず1点目の奈良県下の他市の量については現在資料を持ち合わせておりません。ただ集団回収への自治体からの報償金は、各自治体で支給されておるといのは聞いております。それで、2点目の施策例についてですけれども、まず各種の金銭的な補助、この部分につきましては、例えば札幌市では、先程増加分について割り増しをするという話をさせていただきましたけれども、増加量部分につきましては1kgあたり3円を交付されています。また、びん・金属・布の回収量の合計が増加した実施団体に対しては、増加量部分1kgあたり7円が交付されています。それと同じく、実施回数に応じた金銭的な補償というのもございます。これは仙台市の例でございすけれども、月1回の実施につきましては1000円。月2回以上の実施につきましては2000円。月2回以上の場合は、紙類定期回収の収集日と異なる週に月2回以上実施していることが条件となっております。また、福岡市の例といたしまして、実施月につき2500円と、回数に応じた金銭的な補償というのをされております。 それと、2点目の回収業者の登録・助成についてですけれども、市のホームページ上で回収業者のリストを公表されています。これも札幌市の例ですが、登録業者名簿をホームページに掲載をされています。そこには業者の名前とご住所と連絡先、それとその業者が回収できる品目、例えば、新聞・雑誌・ダンボール、びんとか金属とか、そういうところに項目ごとに○を書いていまして、このAという業者は、新聞・雑誌・ダンボールは回収できますよと。例えば他の業者は、新聞・雑誌・ダンボールの他に紙パックとか布もできますよという様な形で、市のホームペー

中井委員	じ上に業者別に表を掲載してわかりやすくされています。また、回収量に応じた助成金を回収業者に交付している自治体、例えば横浜市や神戸市、特に横浜市では基準単価というのを設けておられまして、当然現況価格というのも精査されていて、基準単価から現況価格を引いた額の5割を業者へ支給されておるというところ。やっぱり資源物の現状の価格を確認されながら、業者の方にも支給されておると。 そして3つ目として、回収拠点の整備の助成というところがございます。ここにつきましては、神戸市は常設の保管庫の設置助成といたしまして、拠点回収を行っている団体が、資源回収へ用いるための常設の保管庫を設置する場合、20万円を上限に助成金を交付されております。ただ、各団体1回までで、設置から3年間の回収実績報告が必要になってきます。また、三田市ではストックヤード設置奨励金といたしまして、実施団体またはストックヤードの設置を必要とされている自治区、自治会に対しまして、予算の範囲内でございますけれども、1基あたりの設置費用から15万円または設置費の70パーセントのいずれか少ない額を交付されています。そして、回収拠点への必要な用具の貸出といたしまして、仙台市の例でございますけれども、集積場所を明示するための表示幕の配布や資源回収用の保管庫の貸出、そういうのぼりとか、運搬するためのリヤカーとかそういうものを貸出されている自治体がございます。 これらが政令市や先進地で集団回収を促進するためにやっておられる施策の一例でございます。以上でございます。 ちょっと2点ほど質問なんですけれども。 ここで、参加団体数が181団体ということと、回収量が列挙されておりますけれども、だいたい横ばいと。で、181団体がどういう団体の種類に属するかと。もちろん大字でされている、あるクラブでやられている、また任意でやられているということなんですけれども、私共は今期は、各地域から、やはり自治会という形で出さしてもいただいておりますし、大字を単位といたしましても、樫原市ですね、相当数の大字がございます。で、おそらく全部の大字は参加されておられないだろうと。そういうことに呼びかけをされているかどうか、それとももう、それを放棄されているかどうかというところですね。だから、うちは自治会ではやってないけれどもクラブでやっておりますというところもあるかと思えます。それはそれで私は結構かと思えますけれども、しかし、全市的にいけば、もし促進なさるならばですよ、もっと呼びかけてですね、こういう制度もございますと、このような状況でひとつ皆さん集団回収をですね、ご協力願えませんかと、こういうことのお話があってもよか
-------------	--

事務局（塩野）	ろうかと、それを過去にあまり耳にしておりません。今後、促進なされるのであれば、そういうことの啓発・啓蒙・PRということもですね、必要かと思うのです。 もう一つは、キロ5円という形、それから各市、政令市とかですね、ここに列記されている例があつて、あれやこれやと助成しておられると。廃棄物の置き場所とか、それに対する諸道具とか、そしてまたキロ5円とか。これはこれでありがたいのですけれども、これは行政の持ち出しでしょ。で、売却される、これから得た利益ですね、市が回収されたのかどうなんだろう、それを分別されてですね、売却されているわけでしょ。その収益と、市が持ち出されたあらゆるキロ5円を主体とするそれぞれの環境整備に対する助成ですね。そのことの金額との比較。果たして市がですね、これにはきっと利益を得ようとしておられないと思いますけれども、しかし、そのところの差が開くということは、逆にですね、その効果が薄れていくということにもなり得ると思うんですね。そういったところもですね、ひとつどのような見解を示しておられるかというところをお伺いしたいと思います。 今、中井委員から、2点のご質問をいただきました。 まず1点目は、昨年度181団体の方々が集団回収を実施されまして、そのリストにつきましては申請時に、これは環境衛生課で集約をしておりますけれども、いろんな自治会の方がやっておられる地域、また幼稚園とかのPTAがやっておられる地域、また子供会や婦人会がやっておられる地域、様々な地域ごとによっていろんな団体の方々がやっておられるということは把握しております。で、この集団回収についての啓発・啓蒙についてですけれども、毎年4月に出させていただいております「ごみの分け方・出し方」という市民広報に折込させていただいておりますごみの収集と持込等の案内の中に、集団回収の報償金として、各団体が取り組まれた場合に、キログラムあたり5円の助成をさせていただきますよという、これ、ぱっと見たときに分かり辛いところがあります。ごみの収集の項目とか持込の品目とか、家電リサイクルの処理の仕方とか、いろんなことをA3の1枚に裏表で書かせていただいている冊子ですけれども、そのところに集団回収とかコンポスト、生ごみ処理機器関係の助成、それも載せさせていただいておりますけれども、そのところで市民の方々へはPRをさせていただいています。当然まだまだPR不足というところも、中井委員がおっしゃられたように、どこに書いてあるのか分からないという市民さんもおられると思いますので、今後はPRするような取組も考えていく必要があります。 もう一つ、キログラムあたり5円を助成させていただいているという
---------	--

	ころと、行政回収の中でも新聞、雑誌、ダンボールとか、アルミ缶とかガラスびんとか、いろんな資源物を行政回収をしております。その利益というのは、どういう形で行政が使っているかというのは資源物売却につきましても、クリーンセンターで言ったら発電をやっている収益とか、ごみを持ち込んだ時の手数料、そういうのはこの施設の運営費に充当しております。また、資源物売却はリサイクル館かしはらの方で、入札で売却をしておるということで、リサイクル館かしはらの運営事業費というところの収益として使わせていただいております。で、確か資源物回収の収益や量については市のホームページ、決算が終わってからになりますが、ホームページ等にも、これだけ回収して、これだけ収益がありましたよというのを、資源ごみ回収実績として掲載させていただいております。今、手元に平成26年度のリサイクル館の排出資源についての実績ですけれども、例えばアルミ缶の品目につきまして、売却量が136.3トンで、2,354万6千円。スチール缶プレス品が167.78トンで、510万7千円。古紙類で言いましたら新聞で643.79トンで、1,106万円。雑誌が256.2トンで、434万3千円。ダンボールが386.85トンで、555万6千円。その他にアルミ破砕とか鉄とかガラス類とかペットボトルとか、そういう資源物の平成26年度に売却した量と金額というのを公表させていただいて、施設運営に利用させていただいているというのが現状でございます。
中井委員	今聞かせていただいたら、かなりの金額的な収益があるだろうと私達は理解したわけですがけれども、逆に5円の負担ですね、そのことにおいて、この辺との比較というのはどうなんですかね。助成金をされるわけですよ。
事務局（塩野）	この助成金というのが、団体さんが地域の方から集められたものをリサイクルの業者へ売却をされていると。一つはその売却益というのがその団体さんとか自治会とか子ども会に入っていきますね。それ以外に、有効な資源というのを地域の皆さんが回収されている助成として、いろんな活動するのに費用がかかるだろうということで、市の方としても助成金を出して、やっておられる団体の益々の活性化みたいな形を、団体の活動費とされているというところがございますので、売却収益と市からの助成というところで、地域活動の活性化に繋がっていただきたいというところで、報償金を交付させていただいています。
中井委員	いや僕が聞かせてもらっているのはね、報償金の全体金額はどれくらいになっていますかということを知りたいわけですよ。

事務局（塩野）	平成２７年度で約１，２００万ぐらいだったと思います。
中井委員	そうですか。分かりました。
事務局（高橋）	先程の榊谷委員からのご質問で、１人あたりの集団回収量、近隣市町村との比較ということでしたけれども、平成２６年度実績で、 奈良市、３７．６５ｋｇ 桜井市、１２．７４ｋｇ 御所市、２０．４１ｋｇ 大和高田市、２８．９７ｋｇ でございます。以上です。
事務局（塩野）	それと、報償金の額で、本市の場合はキロ５円の報償金を団体に交付させていただいておりますけれども、例えば 生駒市ではキログラムあたり４円。 大和郡山市ではキログラムあたり２円。 天理市ではキログラムあたり４円。 桜井市では、取りに来ていただいたらキログラムあたり２円で、持ち込んだ場合はキログラムあたり３円と分けられている現状です。 大和高田市がキログラムあたり４円。 御所市がキログラムあたり４円、直接持込された場合はキログラムあたり６円。 そういうような形で助成の方を自治体からされております。
中井委員	しかし、１０万円ほど入るんですね。先程おっしゃった１８１団体で、千七、八百万ほど助成しておられるわけでしょ。
事務局（塩野）	およそ１，２００万円です。
中井委員	そしたらそれで割りますと、だいたい７万円か８万円ですか。年間にそれだけ入るわけですね。多いところだと１０数万円入るかも分からない。だから貴重な運営費として潤うと、こういうことですね。 だから先程言いましたように、こういう手続きで、こういう風にやりなさいと言ったら、この集団回収に対してですね、こういう市からの報償金がございますよというところを分かりやすく PR していただいたらありがたいかと思います。うちの自治会もやってないところがかかなりあるんです。どういう方法をとったらいいんですかということをよく聞かれ

	ますのでね。それは概略を説明して市に聞いてくださいと、こういう風にしますけれども、ひとつよろしくお願ひしたいと。
梶谷委員	現状は人口1人あたりの集団回収量は、橿原市も平均値をいっているということです。市全体の中で、桜井市やあちこち見ると、せやけど高田28kgで大きいね。どないしてんねやろ。
事務局（塩野）	人口1人あたりの量は回収した量になりますのでね、大和高田市の、中井委員もおっしゃったように、PRが行き届いていて、市からの報償金もこれだけありますよというPRもできておって、各種のいろいろな団体が積極的に資源物の回収に取り組んでおられる成果かなというところはあると思います。今おっしゃったように、本市の場合のPRというのが分け方・出し方の広報の折込での、分かり辛く目に付くところじゃないというのもありまして、その辺のPRをもっと進めていくことによって、住民の1人あたり回収量、今は21.67kgというところでございますので、それが奈良県下とか政令市並みに増加するかなというところで、その辺の取組も今後はしっかりしていきたいかなと思っております。
梶谷委員	そうですね。それとキロあたり5円とか、今まで子ども会とかに助成していますが、その金額の見直しはいつしましたか。これ早くからやっていますわね。その金額の見直しは何回かしていますか、助成金の。
事務局（塩野）	集団回収を実施したのが平成4年からだと記憶しております。
梶谷委員	その前も子ども会の補助もらっているのは他の窓口から貰っているのかな。回収した場合は何パーセントってお金貰ってんねん。それはまた別やね。
事務局（塩野）	この話をするにあたって、過去の経緯とかを見させていただきました。そしたら、当初はキログラムあたり2円の集団回収の報償金を交付させていただいております。
梶谷委員	平成4年で。
事務局（塩野）	平成4年から6年まで。 そこから、平成7年から8年にかけて、回収団体にはキロ4円。そして、先程の事例でもありましたように、事業者さんに対しても、本市の方、

	補助を当初はしておりました。それがキロ 2 円。 その後、事業者に対しまして、報償金を交付していたんですけれども、平成 9 年から 15 年の間は、キログラムあたり 2.5 円の、先程の 7、8 年は 2 円ですけれども、9 年から 15 年は 2.5 円に上げさせていただきましたが、15 年で事業者さんへの支給は停止しております。そして団体に対しましては、平成 7 年、8 年は 4 円ということでしたけれども、平成 9 年からはキログラムあたり 5 円、現在と同じですね、キログラムあたり 5 円の報償金を支給させていただいているというのが、今までの経緯でございます。
梶谷委員	業者さんが 15 年からなしというのはどうして。業者さんやっていかれへんやん。
事務局（塩野）	その詳しい経緯は分かりませんが、個人的な見解ではありますが、資源の売却単価が、今日は鶴田委員が来られているのでそのあたり詳しいかと思いますが、ある程度売却単価、リサイクルの利益の方がどんどん単価が上がっていったのかなと。そのために、団体さんがリサイクル業者さんに売却する単価も上がっていったのかなと。そういう業者さんもやっていただいたら売却する単価と収益というのも上がっていったのかなというところも考えられるのかなと。これはもう鶴田委員の方がよくご存知かと思いますが。
梶谷委員	どうなんですかそのあたり。
鶴田委員	おそらくなんですけれども、私共は回収して製紙メーカーであったりとか製鋼メーカーとかに納めるわけなんですけれども、売却先の単価がおそらくその時期に上がったということもあり、行政側から業者には補助金なしというご判断をなされたのではないかなと思います。それで、年度は良く分かりませんが、鉄くずにしても古紙にしても、ほとんど値段が付かなかったり、逆にお金をいただいて回収するという時期も、逆有償という言葉がありましたけれども、そういう時期もありましたので、その時は助成をしていただいて、販売価格が戻ったからということで打ち切りになったかなという風に考えられるかと思います。年度はちょっと私も把握できてませんけれども。
梶谷委員	そうですか、ありがとうございます。
事務局（塩野）	ありがとうございます。

鶴田委員	あと、この４ページ目ですね。中井委員からも言われていると思うんですけども、市民の方に啓蒙する意味合いでですね、回収業者等の登録も含めて、ある程度優良な事業所であつたりとかですね、そういうものを登録していただいて、ホームページ等へ載せていただきますと、また市民の団体さんからも問合せしていただきやすいということもありますし、行政の方から助成される場合、ある程度業者の見極めという風なところもしていただいたら、戸惑いも無く市民の方もやりやすくなるんじゃないかなという風に思います。 回収業者への助成金があればそれはありがたいんですけども、今のところはまだ売却利益から各回収業者がなんとか利益を取るということはあるかと思っています。どうしても一回の回収量が１トンであつたりとか１０トンであつたり、経費は変わりませんが、回収量によって単価というものが提示できる金額は変わってくるかと思っていますので、数量に応じてその辺は多少上下する。その中で、回収業者としては、なんとか利益を出すことは、今の相場であれば可能かなと思います。
事務局（塩野）	ありがとうございます。私の先程の説明の中でも、先進地の中の施策というのを研究を深めさせていただきたいという話をさせていただきましたので、今日こうやって審議会で集団回収について委員から、もっとＰＲすれば、もっと団体数も増えるし、回収量も増えていくのではないかと、それが地域のコミュニティにも繋がっていくのではないかと思います。 回収業者の面からも登録制というのが優良なところをしっかりと見極めて、登録することによって、団体さんにも安心していただけるということもございますので、その辺、これから今日いろんな意見があつて、もっと進めようという話もあるかと思っていますので、その辺の意見を聞きながら、集団回収に対する研究調査をもっと進めていけたらという思いは持っております。
米川委員	今、鶴田委員から登録のね、優秀というか、ちゃんとした業者の人の登録というのはぜひ必要ではないかなと、今井町でやってた経験から思います。それはどういうことかと言ったら、ある回収業者に来ていただいて、回収してる時に変な感じがしたんやけど、最初になんぽか入ってるんですね車の中に。で、うちの分をまた詰めてるんですよ。ちょっと変に思ったんでね、これどうやってうちの量が分かんねんということを追求したんですけど、大体いつも先に行つてたところはこんなもんや、というようないい加減なことを言うもんやから、来月からはもうええわと断つた経験があるんです。やっぱりそのあたりちゃんとした業者の登録

	を、しっかり樫原市も調査してやっていただくことは非常にいいんじゃないかと思います。 それと同時に、私も集団回収をやらしていただいているときに、町民の方から、小学校も幼稚園もやっている時代、幼稚園は無くなりましたけれども、小学校中学校とやるんですけれども、なんで自治会が邪魔すんねん、というような感覚で考えておられる方もいらっしゃるということで、そこらあたりを広報に掲載だけでなく、こうやるとこういうメリットがあるし、ということをもっとPRしていただくということと、あと、小中学校が本当に迷惑しているのかということ、私も直接聞きましたけれども、そんなに影響ございませんよということは聞いているんですけれども、やっぱり町民にはなんでそこまで邪魔すんねん、という考え方をされる人もあるので。そこらあたり、データに基づいてそれをチラシで出していただくというような、どこら辺まで可能なかは分かりませんが、そういったことで集団回収に対する啓発をね、そんなところからも推し進めていっていただきたいなと、お願いしたいと思います。
川上会長	いかがでしょうか。いろいろと意見を出していただきましたが、集団回収。当初、説明がありましたように、これはごみの減量・資源化、それに留まらない。地域コミュニティの活性化、いろんな市民団体の活性化、あるいは健全な業者さんの支援。多面的な効果が期待できるということでございますね。しかし行政としては、先程からもいろいろ出ておりますように、こういう活動が市民に浸透していかなければいけない。やはりごみを出す側の市民の理解と協力というものが前提だろうと。そのためのPR活動、あるいは登録を通じての市民への信頼感の醸成というような意見をいろいろと出していただいたんじゃないかと思いますね。先程、冒頭に説明がありましたように、各市、他の自治体もいろんな工夫を重ねておることが言えると思いますね。樫原市の歴史的な経緯を見てもそうですし、いろんなきめ細かい対策というのをそれぞれ知恵を絞って考えておられるということがうかがえるんじゃないかと思うんですね。これは単に廃棄物処理部門だけの問題じゃなく、樫原市政全体を通じて、市民と行政が共同・協力して働く、協働によって行政を推進をしていくんだと、行政目的を達成していくんだということが樫原市政の基本理念になっておりますが、そういう意味合いから言っても、関係する部局といろんな面で連携をされて、これは単に報償金、キロ5円を出しておられますが、単に5円を出しっぱなしというのではもったいない、それは有効に使われるようにですね、活動の活性化、地域コミュニティの活性化、そういうものに十分役立つように、行政と市民団体が連

	携を密にしていられる必要もあるんじゃないかと。そういう点から見ますと、関係各課が十分に横の連携をされて、取り組んでいられることも必要であろうかと、こう思うんですね。これからも集団回収、これの回収活動の促進ということ、そのための施策の推進というものについて、市当局においても、関係各課と緊密な連携を保ちながら、また取り組んでいただきたいと、こういうことを皆様の意見の総意としてですね、申し上げていいんじゃないかと思います。 他にご意見はございますでしょうか。
尾田委員	資料のところで持ち去り防止ということが挙がっていますね。これは私共の村では約700件を一箇所、毎月樫原市で行われている粗大ごみで、夜中にうちのほうでは、自転車なり鉄くずなりが軽四に2、3台あるんです、毎月ね。それが朝来たら一つもないという現状があります。そして、各家庭の古紙、新聞やダンボール、ダンボールはないんですが、新聞に貼っている持ち去り禁止の紙を剥がして、個人の業者が持っていくというのが横行しているんです。ぐるぐる軽四で何回も回っています。それを取り締まりというのは、樫原市ではどのようにやっておられるのかちょっと聞きたいです。
事務局（奥田）	環境業務課の奥田でございます。今おっしゃっていること、ご協力ありがとうございます。この10年近くになるんですけれども、資源物の持ち去りというのが社会問題になっているというのが現状なんですけれども、市の対策ですが、月に8回、職員によるパトロールをさせていただいているのと、年に4回なんですけれども、大体夏ごろと冬に、警察の本署のパトカーに同行してもらって、持ち去りが頻発しているところをパトロールしているという状況です。過去に金属を取っていくところとか、軒先に出ている新聞を取るところを捕まえたことはあるんですけれども、結局は軽犯罪、ひとつひとつが何十円、何百円単位という形になって、警察のほうは捕まえてくれるんですけれども、その先の検察庁の方で、裁判をするに及ばずという形で差し戻している、ここだけの話なんですけれども、警察の方でもなかなか立件できない状態です。
鶴田委員	抜き取りとか盗難に関しての樫原市の条例というのは、どのようになっているのかご説明ください。
事務局（奥田）	条例の中で、資源物は樫原市に帰属するという形では書かせていただいている、おっしゃったように粗大ごみの置き場に置いてあるというのは、

	樫原市の方に資源として出していただいているという認識、それから新聞のところに資源物としての持ち去り禁止カードを貼っていただいているというのは、樫原市の方に資源として出していただいているという形にはなるんですけども、ただ、いかんせん廃棄物ですので、私有地ではなく公道に出た場合の所有権や占有権というのが明確でないという形で、全国的にそういうような話で裁判事例もあるんですけども、なかなか犯罪として立件できないというのが現状でございます。
川上会長	他にございませんでしょうか。
	それではですね、本日議題に供しております、集団回収活動の充実促進については、これをもって審議を終わることといたします。
川上会長	○ 日程調整 それでは次の事項でございますが、確認事項として、次回の審議会の開催日程、これについて説明をお願いいたします。
事務局（塩野）	大変ありがとうございました。 それでは、次回、第四回になりますけれども、開催についてご説明させていただきます。 次回の審議会につきましては、当初、今年度のスケジュールの中で11月の下旬を予定させていただいておるところをご説明させていただきました。現在のところ、11月25日（金）、時間は10時からで調整させていただきたいと事務局の方で考えております。場所につきましては、クリーンセンターかしはらのここで開催していただきたいと思いますので、調整の程、よろしくお願いいたします。
川上会長	審議内容は。
事務局（塩野）	審議内容につきましても、当初スケジュールの中で提案させていただきました最終答申（案）につきまして、事務局からご提案させていただきます、またご審議していただく運びになろうかと考えておりますので、よろしくお願いいたします。
川上会長	はい、そういうことでございます。もう既にご承知の通り、本年3月に、一次答申という形で副会長と、市長へ答申をしたのでありますが、その後の本年度における当審議会の審議経過、審議結果を整理いたしまして、最終的な答申を今年度中には行いたい。その前提として、先程も説明が

梶谷委員	ありましたように、次回の第四回におきましては、最終答申（案）について審議をいただくと、こういう段取りを考えておりますので、よろしくお願いを申し上げます。 審議会のことではないのですが、関わる問題ですので。 この間、警報が出て、ごみの収集ができなかったという状態がありました。これは止むを得ない状態だと思っております。お電話いただいた時とも言いましたが、徹底させることは大事だと思うので、ほとんどの方が知らなかったということを電話でお話したと思います。ただし、警報が一日出てましたね。あれが昼で解除になったらどうするのか。午前１０時に解除になったときはどうするのか。そういう詳しいことが、私達の方には連絡がないんですね。そここのころができれば早めに教えていただきたい。というのがこれから先、また雪が降ってとかいろいろ出てくると思います。風の警報が出るとか、非常に大気が不安定な状態ですので。いろいろ気象状況が伴うと思います。それから、気象状況だけなのか、他に何かあるのか、その辺のところも分かれば、私達に知恵を与えていただきたいと思います。 それから周知をどうしたらいいのかなと。ほとんどは次の回収日ですから、うちらは火曜日ですから、火曜日、水曜日、木曜日、金曜日まで置いてますね。そしたらごみの散乱しているところもありました、旧村に行きましたらね。私らの団地の方でしたら家へ全部持ち帰りなさいというような指示をマイク放送でできますけれども、他はできないんですね。そういうこともあるので、何かあのときの強風で、市の方で考えていることございましたら、教えていただけたらありがたいです
事務局（奥田）	台風の時は申し訳ありませんでした。大変なご迷惑をお掛けしたと思っております。６、７年前から広報の方と、分け方・出し方の中で、右の上の方に小さくなんですけれども、暴風警報が出た時点で、ごみの収集を中止させていただきますと。これは暴風という強い風が吹くことによって、かん・びんでもごみでも飛ばされることがある、あとは職員の安全も考慮させてもらって、収集を中止させてもらいますというような形の広報をさせてもらっていました。あと、台風シーズンの前には、広報かしはらにも同じような文章を書かせてもらいながら、啓発はさせてもらって、ああいう結果になってですね、かなりお叱りとか、いろんな電話を三日間ぐらいいただきました。 どういう風な形で伝達すればよいかというのを、今後もまだ検討していかなければなりません、まず一つは、自治会の名簿がございますので、自治委員の方に連絡させてもらうという方法と、それからできるだけ、今

	後は広報車等で回らせてもらおうかということは検討しております。もう一つはですね、元々、5、6年前から暴風警報が出たら中止しますというような形の時期のあったときは、奈良の气象台もそれこそ、これは危ないという風が吹き始めた頃に暴風警報を出してくれたのですけれども、今年の場合はこの状態で暴風警報が出たのかというような形で、電話をいただいて、風も出てないのになぜ取りに来ないのかというようなお話もだいぶありました。そういう中で、内部の方でもどういう風な形で今後やっていくか、見直しをさせていただこうと思っています。あと、暴風警報、雪で収集ができないという形の中では、できるだけ、うちの事務所も電話回線が一つしかないの、その中でどれくらいの連絡ができるか分からないんですけれども、自治会に電話連絡と広報で連絡をさせていただきたいというような形で、今後は考えております。今後ともよろしくお願いします。
梶谷委員	ありがとうございます。 これは暴風警報のときだけですか。大雨警報とか、他の警報が出たときは収集するんですか。
事務局（奥田）	暴風警報と、積雪があった場合、収集は見合わせるというのと、昼まで雪が残った場合は、申し訳ありませんが中止する場合がありますというのだけさせてもらっています。
梶谷委員	できたら、電話でお知らせいただくのも結構なんですけれども、それよりも何かの機会に、市の広報に毎月場所を取って載せるとか、もうちょっと周知徹底をしていただけたらなと思います。電話連絡を自治会にいただいても、そこから下に下りなかったら一緒ですね。できる限り広報というのがあるので、そこに一番分かりやすい、暴風の時と積雪の時は行きませんよというのを書きいただいたらと。職員さんの安全が第一ですので、無理に来て欲しいとは思っておりません。警報が出た場合は中止していただいていいと思いますが、その時にみんなにどのように分かっていたかというところかと思うので、よろしく今後ともお願いしたいと思います。
川上会長	はい、ありがとうございました。この際、一言というのがあればご自由に発言していただいて結構かと思います。
川上会長	○ 閉会宣言 それでは長時間に亘りまして、審議をいただきありがとうございました。

	これもちまして、本日の審議会は閉会といたします。 ありがとうございました。
--	--